

証券コード 1788
令和4年9月1日

株 主 各 位

滋賀県甲賀市信楽町江田610番地
株式会社 三東工業社
代表取締役社長 奥 田 克 実

第68回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきまして、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主様の健康状態にかかわらず、極力株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後述のご案内に従って令和4年9月21日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年9月22日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 滋賀県栗東市上鉤480番地
当社 本社5階 会議室
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第68期(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和4年9月21日
(水曜日) 午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、令和4年9月21日
(水曜日) 午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.santo.co.jp>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、令和4年9月21日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00 ～ 21:00)

- (2) その他のご照会は、次のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
〔電話〕 0120 (782) 031  
(受付時間 9:00 ～ 17:00 土日休日を除く)

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(令和3年7月1日から  
令和4年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

##### ① 事業の状況

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動の両立が図られ、新型コロナウイルス感染症はワクチン接種の拡大等によりやや落ち着きを取り戻しつつありますが、収束までにはまだ予断を許さない状況であります。経済においては、今般のロシアによるウクライナ侵攻に伴い、様々な原材料・エネルギー価格が高騰するなど先行きに不透明感がみられる状況となっております。

建設業界につきましては、住宅投資は横ばいで推移し、公共投資は高水準ながら弱めの動きとなっております。

このような経済状況下、当社は現場力の強化、経費削減およびリスク管理の強化を重点課題として取り組み、競争力を高める努力をまいりました。

この結果、当期の経営成績は、受注高7,572百万円（前期比13.0%増）、売上高6,751百万円（前期比9.4%減）、営業利益252百万円（前期比19.0%増）、経常利益276百万円（前期比22.7%増）、当期純利益186百万円（前期比30.3%増）となりました。

各セグメント別の概況は次のとおりであります。

##### 【土木部門】

土木部門におきましては、一般土木、地下技術、舗装等の工事を行っております。

当期の経営成績は、受注工事高4,126百万円（前期比8.7%増）となり、完成工事高3,559百万円（前期比15.1%減）、セグメント利益139百万円（前期比27.7%増）となりました。

【建築部門】

建築部門におきましては、店舗、マンション、工場等の建築工事を行っております。

当期の経営成績は、受注工事高3,445百万円（前期比18.5%増）となり、完成工事高3,146百万円（前期比2.5%減）、セグメント利益92百万円（前期比3.1%減）となりました。

【不動産部門】

不動産部門におきましては、不動産の売買等を行っております。

当期の経営成績は、売上高46百万円（前期比40.8%増）、セグメント利益20百万円（前期比178.8%増）となりました。

当期の受注高、完成工事高および繰越工事高 (単位：百万円)

| 区 分       | 前 期<br>繰越工事高 | 当 期<br>受 注 高 | 計      | 当 期 完 成<br>工 事 高 | 次 期<br>繰越工事高 |
|-----------|--------------|--------------|--------|------------------|--------------|
| 土 木 部 門 計 | 1,449        | 4,126        | 5,576  | 3,559            | 2,016        |
| 一 般 土 木   | 1,367        | 3,033        | 4,401  | 2,522            | 1,879        |
| 地 下 技 術   | 48           | 423          | 471    | 431              | 39           |
| 舗 装       | 33           | 669          | 702    | 605              | 97           |
| 建 築 部 門   | 1,551        | 3,445        | 4,997  | 3,146            | 1,851        |
| 合 計       | 3,001        | 7,572        | 10,573 | 6,705            | 3,868        |

(注) 工事を施工する土木部門および建築部門のみの記載となっております。

② 設備投資および資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は78百万円であり、このうち主なものはTRD機の改良によるものであります。

なお、資金については自己資金を充当いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分        | 第65期<br>(令和元年6月期) | 第66期<br>(令和2年6月期) | 第67期<br>(令和3年6月期) | 第68期<br>(令和4年6月期) |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 受 注 高      | 6,389             | 6,688             | 6,702             | 7,572             |
| 売 上 高      | 5,500             | 5,703             | 7,452             | 6,751             |
| 経 常 利 益    | 126               | 110               | 225               | 276               |
| 当 期 純 利 益  | 55                | 97                | 143               | 186               |
| 1株当たり当期純利益 | 80円25銭            | 149円83銭           | 240円23銭           | 305円28銭           |
| 純 資 産      | 2,680             | 2,524             | 2,664             | 2,833             |
| 総 資 産      | 4,049             | 4,003             | 4,865             | 4,769             |
| 1株当たり純資産額  | 3,910円68銭         | 4,244円94銭         | 4,385円23銭         | 4,634円27銭         |

## (3) 対処すべき課題

建設業界におきましては、建設従事者の高齢化が深刻な問題となっており、将来における人手不足が懸念されております。また、昨今では仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、職場環境の改善が喫緊の課題となっております。人が何よりの財産であり、働きやすい環境を構築することが、持続可能な経営を行ううえでの最重要課題と認識しております。

当社ではこのような状況を踏まえ、公共事業の発注を確実に手中に収めるとともに、民間でも比較的景気の影響を受けにくい業種への提案や展開を図ることで受注の獲得を図りたいと考えております。

(4) 主要な事業内容 (令和4年6月30日現在)

土木、建築、舗装、各工事の総合請負

建設業法に基づく許可 国土交通大臣許可 (特一2) 第9082号

設計監理 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 (ハ) 第2101号

不動産取扱 宅地建物取引業者免許 滋賀県知事 (8) 第1845号

労働者派遣 労働者派遣事業許可 厚生労働大臣許可 派25-300225

(5) 主要な営業所 (令和4年6月30日現在)

本社 滋賀県栗東市上鉤480番地

本店 滋賀県甲賀市信楽町江田610番地

大阪支店 大阪府大阪市天王寺区東高津町11番7号

大津営業所 滋賀県大津市長等三丁目2番23号

(6) 使用人の状況 (令和4年6月30日現在)

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 97名  | 2名増    | 46.7歳 | 16.9年  |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (令和4年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 2,200,000株
- ② 発行済株式の総数 686,000株
- ③ 株主数 1,026名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------|-------|---------|
|                       | 千株    | %       |
| 有 限 会 社 東 物 産         | 88    | 14.41   |
| 三 東 工 業 社 従 業 員 持 株 会 | 36    | 6.03    |
| 中 川 徹                 | 32    | 5.35    |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行       | 28    | 4.58    |
| 東 一 孝                 | 18    | 2.96    |
| 中 川 千 秋               | 17    | 2.88    |
| 大 西 藤 司               | 16    | 2.70    |
| 太 洋 基 礎 工 業 株 式 会 社   | 16    | 2.62    |
| 佐 藤 兼 義               | 13    | 2.13    |
| 奥 田 克 実               | 12    | 1.98    |

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。
2. 当社は令和4年6月30日現在、74,478株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                       | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|-----------------------|--------|--------|
| 取締役（監査等委員および社外取締役を除く） | 4,000株 | 3名     |
| 社外取締役（監査等委員を除く）       | 一株     | 一名     |
| 監査等委員                 | 一株     | 一名     |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

##### ① 取締役の状況(令和4年6月30日現在)

| 地 位          | 氏 名     | 担 当     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                        |
|--------------|---------|---------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 奥 田 克 実 |         | 一般社団法人滋賀県建設業協会会長<br>西日本建設業保証株式会社取締役    |
| 代表取締役専務執行役員  | 細 川 礼 昭 |         | 株式会社古澤建設取締役                            |
| 取締役専務執行役員    | 中 村 幸 治 | 建築事業本部長 |                                        |
| 取締役(常勤監査等委員) | 奥 村 敏 朗 |         | 株式会社古澤建設監査役                            |
| 取締役(監査等委員)   | 山 本 泰 造 |         | 社長の相談室代表<br>公益財団法人深尾理工教育振興財団常務理事       |
| 取締役(監査等委員)   | 津 田 穂 積 |         | 津田公認会計士事務所所長<br>京都機械工具株式会社社外取締役(監査等委員) |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)山本泰造氏および津田穂積氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)津田穂積氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、奥村敏朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)山本泰造氏および津田穂積氏については、当社が東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定(賠償責任の限度額は法令に定める額とする)する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、該当する契約は締結しておりません。

##### ③ 補償契約の内容の概況

該当事項はありません。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概況

当社は保険会社との間で、当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### ⑤ 取締役の報酬等

##### 1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関である報酬委員会より答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりです。

当社の取締役の報酬等は、業績連動報酬等（金銭報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）により構成されており、その支給割合は、当該期の業績や財務状態を勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬等は、売上高および各段階利益等の業績を指標として支給総額を決定します。このうち、賞与の個人別の報酬案は、業績への貢献度や戦略課題の達成度等を勘案し、職務内容等も加味したうえで総合的な判断を行うものとしております。譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬案は、業績および役位・職務に応じて判断し、年間報酬分の前払いとして支給するものとしております。なお、評価指標の目標値を達成するため、将来の成長に向けた先行投資や課題解決に向けた活動等の実施が過度に抑制されないよう、目標値については具体的な値は設定しておりません。

業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）の個人別の報酬案は、一定の基準を基に役位・職務に応じて判断するものとし、決定した報酬等は、業績連動報酬等は毎年一定の時期に、業績連動報酬等以外の報酬は月例の基本報酬として支給します。

## 2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、令和3年9月24日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役については年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち監査等委員である取締役は3名）です。また、令和2年9月25日開催の第66回定時株主総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20百万円以内、株式数の上限を年10,000株以内、監査等委員である取締役については年額10百万円以内、株式数の上限を年5,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち監査等委員である取締役は3名）です。

## 3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、取締役会が各人の役位・職務・業績・貢献度を勘案し一定の基準を基に総合的に判断したうえで案を作成し、任意の諮問機関である報酬委員会へ諮問し、任意の諮問機関である報酬委員会は取締役会の諮問を受け、内容を判断し取締役会へ答申いたします。取締役会は報酬委員会からの答申を受け、内容を協議のうえ、決議し取締役の個人別報酬等を決定するものとしております。

#### 4) 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |                  |                 | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|--------------------|------------------|-----------------|-----------------------|
|                            |                     | 基本報酬               | 業績連動報酬<br>(金銭)   | 業績連動報酬<br>(非金銭) |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 74,201<br>(一)       | 59,320<br>(一)      | 7,600<br>(一)     | 7,281<br>(一)    | 3<br>(一)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 29,900<br>(15,600)  | 27,600<br>(14,400) | 2,300<br>(1,200) | －<br>(一)        | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 104,101<br>(15,600) | 86,920<br>(14,400) | 9,900<br>(1,200) | 7,281<br>(一)    | 6<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、役員賞与支給額9,900千円を含んでおります。
3. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。
- 当該報酬の内容およびその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 株式の状況」に記載のとおりです。
4. 業績連動報酬等（金銭報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬）は、売上高および各段階利益等の業績を指標として算定されております。

(2) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 地 位            | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                            | 関 係                       |
|----------------|---------|--------------------------------------------|---------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 山 本 泰 造 | 社長の相談室代表<br>公益財団法人深尾理工教育<br>振興財団常務理事       | 兼職先と当社との間に特別<br>な関係はありません |
| 取締役<br>(監査等委員) | 津 田 穂 積 | 津田公認会計士事務所所長<br>京都機械工具株式会社<br>社外取締役(監査等委員) | 兼職先と当社との間に特別<br>な関係はありません |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査等委員会への出席状況

|                    | 取締役会出席<br>状況<br>(15回開催) | 監査等委員会出席<br>状況<br>(12回開催) |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|
| 取締役(監査等委員)<br>山本泰造 | 15回                     | 12回                       |
| 取締役(監査等委員)<br>津田穂積 | 15回                     | 12回                       |

b. 取締役会における主な活動状況

取締役(監査等委員)山本泰造氏は中小企業診断士、経営コンサルタントとしての専門的見地から、また、取締役(監査等委員)津田穂積氏は公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、それぞれ議案審議等に必要な発言は出席の都度適宜行っております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

c. 監査等委員会における主な活動状況

取締役(監査等委員)山本泰造氏、取締役(監査等委員)津田穂積氏は非常勤であります。他の監査等委員から日頃の監査状況を聞き、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、監査等委員会を通じ会社の業務執行の内容を十分に把握し、適正な監査意見を形成しております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称および報酬等の額

| 区分    | 名称      | 当事業年度に係る<br>報 酬 等 の 額 | 当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他財産上の利益の合計額 |
|-------|---------|-----------------------|-----------------------------------|
| 会計監査人 | ひかり監査法人 | 14,500千円              | 14,500千円                          |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、必要な監査日数および人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し監査報酬に同意をしております。

##### (2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査等委員会の決定により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において以下のとおり決議しております。

#### ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員等に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役自らが種々の機会を通じて企業理念を従業員等に伝えることにより、法令および定款を遵守した行動が可能な経営体制の確立に努め、不祥事の未然防止を行います。

また、コンプライアンス体制構築の環境整備として、適宜従業員等への教育も実施しております。

さらに、重要な法務問題およびコンプライアンスの取組みに関する事項については、社外の顧問弁護士と適宜協議し指導を受けております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定めております。

また、文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理、および廃棄を実施するとともに、当該文書については取締役（監査等委員を含む）はこれらを閲覧できるものとしております。

さらに、情報の管理については情報セキュリティに関するガイドラインを定め、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（工期の遅延、適切な組織対応、代金回収等）および情報セキュリティに係るリスクについては、全社的に規則、ガイドラインの制定、教育・訓練の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、総務部が行うものとしております。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回以上開催し、必要に応じて臨時に開催しております。また、取締役会の決定事項に当たっては、取締役が役割分担を行い効率的な業務執行を行うものとしております。

**⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社の代表取締役は、子会社の関連書類等の精査・分析等を行った上で、当社のマネジメント会議において、当社指定の報告書様式により、定期的（月1回）に報告を行っております。

**⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

現在当社には、監査等委員会の職務を補助する従業員は置いておりませんが、監査等委員会から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。

また、その職務の内容は次のとおりであります。

- ア) 監査等委員会議事録作成
- イ) 資料の提供および調査
- ウ) その他事務連絡

**⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき従業員の指揮命令については、監査等委員会が直接行います。また、補助すべき従業員の人事考課および異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとしております。

**⑧ 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

重要事項については、監査等委員が出席する取締役会、営業会議、マネジメント会議にて報告しております。また、その他の主要な会議においても適宜報告しております。

さらに、監査等委員会へ報告を行った取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役および従業員に周知徹底しております。

**⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について当社に対して前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

**⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行い、社内の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めることとしております。また、適宜意見交換の場を持ちそれらを当社の経営に反映できる体制を整備しております。

さらに、監査等委員会は、当社の会計監査人から監査の方法・結果等について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

**(2) 当該体制の運用状況の概要**

**① 内部統制システムの運用の状況等**

当社は、定例の取締役会を12回と臨時の取締役会を3回開催し、経営上の意思決定を行いました。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監査を行いました。また、監査等委員会を12回開催し、監査等委員間の情報共有および意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し適宜説明を受けました。

## ② 内部監査の状況

内部監査体制につきましては、内部監査室が当社の財産および業務運営の状況について適正性と効率性の観点から毎月監査を実施するとともに、当社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証および評価を行いました。

## ③ 監査等委員会と内部監査部門との連携状況

監査等委員会と内部監査室とは、内部監査実施報告および意見交換等は、毎月定例会議を開催して行っております。監査等委員会は、内部監査室と監査方針、監査スケジュール、監査結果等につき情報交換と意見交換を実施し、内部監査室の監査方法および結果について把握する等連携を図りました。

## ④ 内部統制委員会の開催状況

内部統制委員会は、執行役員により構成され、その中から執行役員管理本部長を内部統制委員長として決定し、内部監査の進捗状況や実施状況の結果についての報告を行うために随時実施しております。

なお、当期は内部統制委員会を2回開催いたしました。

## ⑤ リスク管理体制の運用の状況

当社は、取締役会の他、個別経営課題の協議の場として取締役により構成する幹部会議を適時開催しリスクの予防・管理を図りました。また、各部門会議を月1回開催し、その会議に担当取締役も出席し、リスクの予防・管理について伝達し周知・徹底いたしました。

## 6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

（ 令和4年6月30日現在 ）

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )   |           |
| 流 動 資 産     | 3,684,331 | 流 動 負 債       | 1,883,793 |
| 現金及び預金      | 2,515,195 | 支払手形          | 375,190   |
| 受取手形        | 47,293    | 工事未払金         | 696,479   |
| 電子記録債権      | 16,038    | リース債務         | 4,477     |
| 完成工事未収入金    | 855,357   | 未払金           | 16,056    |
| 販売用不動産      | 195,346   | 未払費用          | 34,338    |
| 材料貯蔵品       | 1,222     | 未払法人税等        | 52,225    |
| 関係会社短期貸付金   | 20,000    | 未払消費税等        | 22,547    |
| 立替金         | 20,298    | 未成工事受入金       | 620,344   |
| その他流動資産     | 13,579    | 預り金           | 55,433    |
| 固 定 資 産     | 1,084,823 | 完成工事補償引当金     | 6,700     |
| 有形固定資産      | 729,058   | 固 定 負 債       | 51,402    |
| 建物・構築物      | 191,288   | 預り保証金         | 45,718    |
| 機械・運搬具      | 130,523   | 預り敷金          | 3,000     |
| 工具器具・備品     | 15,931    | リース債務         | 2,684     |
| 土地          | 391,314   | 負 債 合 計       | 1,935,195 |
| 無形固定資産      | 20,397    | ( 純 資 産 の 部 ) |           |
| ソフトウェア      | 3,677     | 株 主 資 本       | 2,787,340 |
| 電話加入権       | 2,796     | 資 本 金         | 849,500   |
| 借地権         | 13,923    | 資 本 剰 余 金     | 630,359   |
| 投資その他の資産    | 335,367   | 資本準備金         | 625,900   |
| 投資有価証券      | 178,590   | その他資本剰余金      | 4,459     |
| 関係会社株式      | 68,500    | 利 益 剰 余 金     | 1,478,664 |
| 更生債権等       | 17,618    | 利益準備金         | 188,250   |
| 長期前払費用      | 30,944    | その他利益剰余金      | 1,290,414 |
| 会員権         | 18,680    | 別途積立金         | 1,070,000 |
| 繰延税金資産      | 1,654     | 繰越利益剰余金       | 220,414   |
| その他投資等      | 42,078    | 自 己 株 式       | △171,183  |
| 貸倒引当金       | △22,698   | 評価・換算差額等      | 46,619    |
|             |           | その他有価証券評価差額金  | 46,619    |
| 資 産 合 計     | 4,769,155 | 純 資 産 合 計     | 2,833,959 |
|             |           | 負債及び純資産合計     | 4,769,155 |

## 損 益 計 算 書

（ 令和3年7月1日から  
令和4年6月30日まで ）

（単位：千円）

| 科 目                   | 金         | 額         |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           |           |
| 完 成 工 事 高             | 6,705,326 |           |
| 不 動 産 事 業 等 売 上 高     | 46,396    | 6,751,723 |
| 売 上 原 価               |           |           |
| 完 成 工 事 原 価           | 6,042,602 |           |
| 不 動 産 事 業 等 売 上 原 価   | 26,050    | 6,068,653 |
| 売 上 総 利 益             |           |           |
| 完 成 工 事 総 利 益         | 662,723   |           |
| 不 動 産 事 業 等 総 利 益     | 20,346    | 683,069   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 430,532   |
| 営 業 利 益               |           | 252,537   |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息 配 当 金         | 4,864     |           |
| 経 営 指 導 料             | 16,076    |           |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 7,550     | 28,490    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 1,002     |           |
| 支 払 保 証 料             | 3,241     | 4,244     |
| 経 常 利 益               |           | 276,783   |
| 特 別 利 益               |           |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 5,622     | 5,622     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 282,405   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 86,673    |           |
| 過 年 度 法 人 税 等         | 11,668    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △2,339    | 96,002    |
| 当 期 純 利 益             |           | 186,402   |

株主資本等変動計算書

（ 令和3年7月1日から  
令和4年6月30日まで ）

（単位：千円）

|                                 | 株主資本    |         |          |         |         |           |          |           |
|---------------------------------|---------|---------|----------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金   |           |          |           |
|                                 |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金  |          | 利益剰余金合計   |
|                                 |         |         |          |         |         | 別途積立金     | 繰越利益剰余金  |           |
| 令和3年7月1日<br>期首残高                | 849,500 | 625,900 | 3,939    | 629,839 | 188,250 | 970,000   | 170,470  | 1,328,720 |
| 事業年度中の<br>変動額                   |         |         |          |         |         |           |          |           |
| 別途積立金の<br>積立                    |         |         |          |         |         | 100,000   | △100,000 | －         |
| 剰余金の配当                          |         |         |          |         |         |           | △36,458  | △36,458   |
| 当期純利益                           |         |         |          |         |         |           | 186,402  | 186,402   |
| 自己株式の取得                         |         |         |          |         |         |           |          |           |
| 自己株式の処分                         |         |         | 520      | 520     |         |           |          |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） |         |         |          |         |         |           |          |           |
| 事業年度中の変動<br>額合計                 | －       | －       | 520      | 520     | －       | 100,000   | 49,944   | 149,944   |
| 令和4年6月30日<br>期末残高               | 849,500 | 625,900 | 4,459    | 630,359 | 188,250 | 1,070,000 | 220,414  | 1,478,664 |

|                                 | 株主資本     |           | 評価・換算差額等     |            | 純資産計      |
|---------------------------------|----------|-----------|--------------|------------|-----------|
|                                 | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 令和3年7月1日<br>期首残高                | △180,052 | 2,628,007 | 36,639       | 36,639     | 2,664,646 |
| 事業年度中の<br>変動額                   |          |           |              |            |           |
| 別途積立金の<br>積立                    |          | －         |              |            | －         |
| 剰余金の配当                          |          | △36,458   |              |            | △36,458   |
| 当期純利益                           |          | 186,402   |              |            | 186,402   |
| 自己株式の取得                         | △318     | △318      |              |            | △318      |
| 自己株式の処分                         | 9,188    | 9,708     |              |            | 9,708     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） |          |           | 9,979        | 9,979      | 9,979     |
| 事業年度中の変動<br>額合計                 | 8,869    | 159,333   | 9,979        | 9,979      | 169,312   |
| 令和4年6月30日<br>期末残高               | △171,183 | 2,787,340 | 46,619       | 46,619     | 2,833,959 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項の注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

|         |                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの<br>時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）<br>市場価格のない株式等<br>移動平均法による原価法 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 販売用不動産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。  |
| 材料貯蔵品  | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 |

#### (3) 固定資産の減価償却方法

|                      |                                                                                                                                                       |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定率法によっております。                                                                                                                                          |
| 無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定額法によっております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。                                                                                      |
| リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。<br>なお、リース取引開始日が改正リース取引会計基準適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 |

#### (4) 引当金の計上基準

|           |                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金     | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 完成工事補償引当金 | 完成工事に関する契約不適合及びアフターサービス等の費用に充てるため、当事業年度末の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。            |

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は、以下のとおりであります。

##### 工事契約

建築部門・土木部門においては、主に工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

従来、工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の工事には工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項の注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

工事契約に係る収益認識

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した完成工事高

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法 | 6,705,326千円 |
|----------------------------|-------------|

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における収益は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき測定し、当該進捗度は工事原価総額見積額に対する決算日までの発生原価の割合に基づき算出しております。

2. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法を適用するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度について、合理的な見積りを行うため、工事契約ごとに実行予算等を策定しております。

3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事契約は個性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況等の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による収益認識の基礎となる工事原価総額の見直しを行うにあたり、工事完成に必要な作業内容及び工数に関する情報を速やかに収集し、適宜適切に実行予算等に反映させておりますが、これらの見積りには不確実性を伴うため、翌事業年度の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

|                                           |          |             |
|-------------------------------------------|----------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                        |          | 1,599,045千円 |
| (2) 担保に供している資産                            | 土地       | 95,183千円    |
|                                           | 建物       | 60,674千円    |
| 担保に係る債務の金額                                |          | －千円         |
| (3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務                     | 金銭債権     | 37,118千円    |
|                                           | 金銭債務     | 40,027千円    |
| (4) 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産の金額 | 完成工事未収入金 | 124,816千円   |
|                                           | 契約資産     | 730,540千円   |
| (5) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額                    | 契約負債     | 620,344千円   |
| (6) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。              |          |             |

6. 損益計算書に関する注記

|                                        |               |             |
|----------------------------------------|---------------|-------------|
| (1) 関係会社との取引高                          | 営業取引高         | 335,870千円   |
|                                        | 営業取引以外の取引高    | 16,276千円    |
| (2) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の金額及びその他の収益の金額 | 顧客との契約から生じる収益 | 6,714,241千円 |
|                                        | その他の収益        | 37,481千円    |
| (3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。           |               |             |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                             |      |          |
|-----------------------------|------|----------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数 | 普通株式 | 686,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  | 普通株式 | 74,478株  |
| (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当        |      | 36,458千円 |

令和3年9月24日開催の第67回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |                |          |           |
|----------------|----------|-----------|
| ・普通株式の配当に関する事項 | 配当金の総額   | 36,458千円  |
|                | 1株当たり配当額 | 60円       |
|                | 基準日      | 令和3年6月30日 |
|                | 効力発生日    | 令和3年9月27日 |
- (4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
令和4年9月22日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。
- |                |          |           |
|----------------|----------|-----------|
| ・普通株式の配当に関する事項 | 配当の原資    | 利益剰余金     |
|                | 配当金の総額   | 42,806千円  |
|                | 1株当たり配当額 | 70円       |
|                | 基準日      | 令和4年6月30日 |
|                | 効力発生日    | 令和4年9月26日 |
- (5) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

|                |          |
|----------------|----------|
| 繰延税金資産         |          |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 6,913 千円 |
| 販売用不動産評価損      | 12,004   |
| ゴルフ会員権評価損      | 12,844   |
| 投資有価証券評価損      | 3,137    |
| 減損損失           | 13,624   |
| 完成工事補償引当金繰入額   | 2,040    |
| その他            | 20,868   |
| 繰延税金資産小計       | 71,434   |
| 評価性引当額         | △49,497  |
| 繰延税金資産合計       | 21,936   |
| 繰延税金負債         |          |
| その他有価証券評価差額金   | △20,282  |
| 繰延税金負債合計       | △20,282  |
| 繰延税金資産（△負債）の純額 | 1,654    |

#### 9. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。また資金調達については、銀行借入による方針であります。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。  
投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

④営業債務の「流動性リスク」の管理体制

各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

⑤金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 投資有価証券 |           |           |     |
| その他有価証券    | 175,590千円 | 175,590千円 | －千円 |
| 資産計        | 175,590   | 175,590   | －   |

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「支払手形」、「工事未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 非上場株式等（貸借対照表計上額3,000千円）は、市場価格のない株式等に該当するため、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（子会社株式、貸借対照表計上額68,500千円）は、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。

(注3) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、滋賀県甲賀市及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 貸借対照表計上額  | 時 価       |
|-----------|-----------|
| 268,071千円 | 286,188千円 |

(注) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称   | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合 | 関連当事者<br>との関係          | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|------------------------|------------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>古澤建設 | 所有<br>直接80%            | 資金の援助<br>経営指導<br>役員の兼任 | 資金の貸付        | 20,000       | 関係会社<br>短期貸付金 | 20,000       |
|     |              |                        |                        | 資金の回収        | 30,000       | —             | —            |
|     |              |                        |                        | 利息の受取        | 200          | —             | —            |
|     |              |                        |                        | 経営指導<br>料の受取 | 16,076       | —             | —            |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 4,634円27銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 305円28銭   |

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年8月22日

株式会社 三東工業社  
取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 光田 周史  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 玲司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三東工業社の令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載

内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年8月25日

株式会社 三東工業社 監査等委員会  
取締役 常勤監査等委員 奥村 敏朗 ㊞  
社外取締役 監査等委員 山本 泰造 ㊞  
社外取締役 監査等委員 津田 穂積 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績に応じた配分を基本として、株主の皆様への安定的な利益還元と経営体質の強化を重要な経営方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し大幅な増益を達成できたことから、以下のとおり増配いたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金70円

(うち、普通配当45円、特別配当25円)

配当総額 42,806,540円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年9月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 140,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 140,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 条文の新設に伴い、現行定款第14条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会         | 第3章 株主総会                                                                                                                                                                                |
| (新 設)            | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> |
| 第14条～第39条 (条文省略) | 第15条～第40条 (現行どおり)                                                                                                                                                                       |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。  
 取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                   | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                       | おくだ かつみ<br>奥田 克実<br>(昭和24年12月11日)<br><br>再任 | 昭和52年4月 当社入社<br>平成16年8月 当社営業部長<br>平成17年9月 当社取締役営業部門長<br>平成19年9月 当社代表取締役社長<br>兼営業統括責任者<br>平成21年9月 当社代表取締役社長（現任）<br>令和4年6月 一般社団法人滋賀県建設業協会会長（現任）<br>令和4年6月 西日本建設業保証株式会社<br>取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人滋賀県建設業協会 会長<br>西日本建設業保証株式会社 取締役 | 12,100株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>奥田克実氏は、平成19年9月より当社の代表取締役社長を務めており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者番号                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                               | <div> <div> <small>ほそ かわ のり あき</small><br/>           細川 礼昭<br/>           (昭和32年9月3日)         </div> <div>再任</div> </div> | 昭和51年4月 三幸建設株式会社入社<br>昭和60年7月 当社入社<br>平成20年4月 当社営業部長<br>平成28年9月 当社取締役営業部長<br>平成28年9月 株式会社古澤建設取締役(現任)<br>平成29年4月 当社常務取締役<br>令和元年6月 当社専務取締役<br>令和元年9月 当社代表取締役専務<br>令和2年9月 当社代表取締役専務執行役員(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社古澤建設 取締役 | 10,200株            |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>細川礼昭氏は、当社における土木事業部門・営業部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                         |                    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株数 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | 中村 幸治<br>(昭和43年12月5日)<br><br>再任 | 平成2年4月 当社入社<br>平成18年2月 当社建築部門長<br>平成20年5月 当社執行役員建築事業部長<br>平成21年9月 当社取締役建築事業部長<br>平成25年7月 当社取締役建築事業本部長<br>令和元年6月 当社常務取締役建築事業本部長<br>令和2年6月 当社取締役専務執行役員建築事業本部長(現任) | 7,600株        |
|       |                                 | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>中村幸治氏は、当社における建築事業部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。                                                     |               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 奥村 敏朗<br>(昭和23年1月15日)<br><br>再任 | 昭和46年4月 鹿島建設株式会社入社<br>平成6年4月 同社東京支店支店長室次長<br>平成11年4月 同社東京支店法務部長<br>平成14年1月 同社土木営業本部営業部長<br>平成24年7月 当社入社<br>平成24年7月 当社顧問<br>平成24年9月 当社取締役副社長<br>平成28年9月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）<br>平成28年9月 株式会社古澤建設監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社古澤建設 監査役 | 8,700株             |
|       |                                 | 【監査等委員である取締役候補者とした理由】<br>奥村敏朗氏は、大手建設会社に長年勤めており、その経験や実績、知識等から引き続き当社の監査等委員である取締役にふさわしいと判断いたしました。                                                                                                                                         |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2                                                                                                                                           | やま もと やす ぞう<br><b>山本泰造</b><br>(昭和29年12月3日)<br><br>再 任 | 昭和52年4月 株式会社滋賀銀行入行<br>平成3年4月 中小企業診断士登録完了<br>平成19年10月 株式会社滋賀銀行営業統轄部参事役<br>平成21年6月 株式会社しがぎん経済文化センター常務取締役<br>平成27年6月 同社退任<br>平成27年7月 社長の相談室開業(代表)(現任)<br>平成27年9月 当社社外取締役<br>平成28年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>平成29年4月 公益財団法人深尾理工教育振興財団常務理事(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>社長の相談室 代表<br>公益財団法人深尾理工教育振興財団 常務理事 | 3,000株        |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b><br>山本泰造氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、中小企業診断士の資格を有し、経営コンサルタントとしての経験や実績、知識等から引き続き当社の監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断いたしました。 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3                                                                                                                                                                                             | 津田 穂積<br>(昭和43年10月9日)<br><br>再任 | <p>平成3年4月 神戸ケナメタル株式会社入社</p> <p>平成8年10月 中央監査法人入所</p> <p>平成16年7月 津田公認会計士事務所設立<br/>(所長) (現任)</p> <p>平成16年9月 当社社外監査役</p> <p>平成17年6月 京都機械工具株式会社社外監査役</p> <p>平成27年6月 同当社社外取締役</p> <p>平成28年9月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>平成29年6月 京都機械工具株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>津田公認会計士事務所 所長<br/>京都機械工具株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p> | 4,100株        |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>津田穂積氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士の資格を有し、企業財務管理等の経験や実績、知識等から引き続き当社の監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断いたしました。</p> |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |

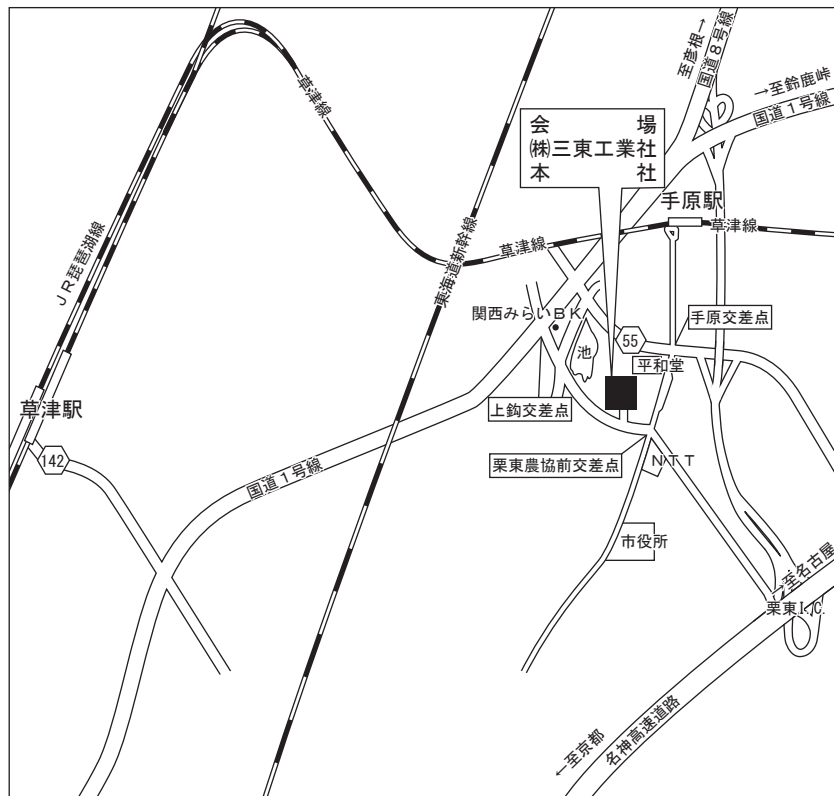
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、山本泰造、津田穂積の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 山本泰造氏は、当社の社外取締役として就任してから本総会終結の時をもって7年となります。また、監査等委員である取締役として就任してから本総会終結の時をもって6年となります。津田穂積氏は、当社の社外取締役として就任してから本総会終結の時をもって6年となります。また、監査等委員である取締役として就任してから本総会終結の時をもって6年となります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。全ての監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 滋賀県栗東市上鉤480番地  
当 社 本社5階 会議室  
T E L (077) 553-1111



最寄駅

手原駅（JR草津線）より徒歩約10分

お 車

名神栗東I.C.より約5分